（資金清算機関に関する内閣府令の一部改正）

第四条　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許申請書の添付書類） **第四条**　法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類 (1)～(3)　略 (4)　法第六十六条第二項第五号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面 ニ　会計参与設置会社にあっては、会計参与に係る次に掲げる書類 (1)～(3)　略 (4)　法第六十六条第二項第五号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面 ホ　［略］ 二　免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあっては、次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　理事及び監事の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに理事及び監事が法第六十六条第二項第五号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面 ［ニ・ホ　略］ ［三～七　略］ （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第四条の二**　法第六十六条第二項第五号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （資金清算業の一部の委託の承認の申請等） **第七条**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　受託者が法第六十六条第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 四　受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含み、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第六十六条第二項第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 ［五～十一　略］ 十二　受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面及び当該会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該	（免許申請書の添付書類） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　取締役及び監査役（委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類 (1)～(3)　同上 (4)　法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面 ニ　［同上］ (1)～(3)　同上 (4)　法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面 ホ　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　理事及び監事の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに理事及び監事が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面 ［ニ・ホ　同上］ ［三～七　同上］ （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第四条の二**　法第六十六条第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （資金清算業の一部の委託の承認の申請等） **第七条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 四　受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含み、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 ［五～十一　同上］ 十二　受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面及び当該会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該